資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百七十四億四千九百五十一万四千九百四十一円減少し、一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十九年十二月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.maruetsu.co.jp/

平成三十年一月十日

東京都豊島区東池袋五丁目五一番一二号

株式会社マルエツ

代表取締役社長　上田　真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千七百五十五万円減少し一億円とすることにいたしました。なお、減少する三億八千七百五十五万円は資本準備金とします。

効力発生日は平成三十年二月十五日であり、株主総会の決議は平成二十九年十二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.avex.co.jp/koukoku/avexgroup.html

平成三十年一月十日

東京都港区南青山三丁目一番三〇号

エイベックス・デジタル株式会社

代表取締役　若泉　久央

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月十日

東京都港区赤坂八丁目一一番二六号

株式会社アーバンタイム

代表取締役　水谷　治夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年一月二十六日に開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件として、同日付で当社の株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月十日

山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一二〇二番地一

株式会社萬屋醸造店

代表取締役会長　長澤　重俊

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月十日

京都市北区大宮西総門口町四一番地

株式会社平安文庫

代表取締役　葛西　經子

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月十日

大阪府東大阪市吉田本町三丁目四番八号

フセラシファスナー株式会社

代表取締役　嶋田　守

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月十日

大阪府東大阪市吉田本町三丁目四番八号

株式会社フセエスト

代表取締役　嶋田　守

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月十日

大阪市阿倍野区昭和町一丁目一六番四号

株式会社バスカル

代表取締役　長沢　春男

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月十日

島根県益田市高津町イ二五五六番地一

株式会社技研設備

代表取締役　佐々木良典

限定承認公告

本籍北海道釧路市貝塚二丁目二二番、最後の住所北海道釧路市緑ケ岡四丁目六番八号

被相続人　亡　石橋　和美

右被相続人は平成二十九年十月二十八日朝頃死亡し、その相続人は平成二十九年十二月二十二日釧路家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

北海道釧路市幸町六丁目一番地二号ＡＫビル弁護士法人荒井・久保田総合法律事務所

代理人弁護士　荒井　剛

限定承認公告

本籍岩手県下閉伊郡岩泉町二升石字下田八八番地、最後の住所埼玉県越谷市東越谷一丁目一二番地二九

被相続人　亡　三上　嘉道

右被相続人は平成二十九年六月一日死亡し、その相続人は平成二十九年十二月二十二日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字沢廻三九番地五

相続財産管理人　植村祐貴子

限定承認公告

本籍石川県金沢市額新保三丁目二七六番地一、最後の住所石川県金沢市額新保三丁目一三〇番地（ウイットセブンＣ棟・Ｃ―Ⅲ号）

被相続人　亡　金井　一郎

右被相続人は平成二十九年十月二十六日死亡し、その相続人は平成二十九年十二月二十七日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

石川県金沢市大手町九番二九号法律センタービル二階　北尾法律事務所

限定承認者　金井　宏昭

右代理人弁護士　北尾　強也

限定承認公告

本籍大阪府岸和田市中北町八〇一番地一、最後の住所大阪府岸和田市中北町一五番一号

被相続人　亡　岡野　清隆

右被相続人は平成二十九年九月二十七日死亡し、その相続人は平成二十九年十二月二十七日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

大阪府岸和田市南町九番一七―九〇九号

限定承認者　岡野　英次

事業譲渡につき通知公告

当社は、銀泉株式会社（東京都千代田区九段南三丁目九番一五号）に対し、損害保険代理店事業を譲り渡すことにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成三十年一月三十一日です。

平成三十年一月十日

東京都調布市仙川町一丁目一一番地一六

株式会社ムラキ・エージェンシー

代表取締役　熊谷　仁

訂正公告

平成二十九年十二月二十五日(号外第二八〇号)掲載の第二十六期決算公告（枠組）中、「(うち当期純利益)」とあるは「(うち当期純利益)」の誤りにつき訂正します。

平成三十年一月十日

島根県松江市学園南二丁目一〇番一四号

株式会社タイムプラザ

代表取締役　川上　裕治

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　一月十日付第四号六四ページ
ジ●同日付政府調達第四号一〇四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円(本体一、五二〇円)　本号一部一四〇円(本体一三〇円)　(配送料別)